

大口町教育支援特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症等による物価高騰等により、学校教育に伴う費用負担に大きな影響を及ぼしていることから、その負担を緩和するため、大口町が支給する教育支援特別給付金事業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における教育支援特別給付金とは、前条の目的を達成するために、大口町（以下「町」という。）が学校教育に伴う費用を負担する保護者に贈与する給付金（以下「給付金」という。）をいう。

(給付金の支給)

第3条 町長は、令和4年12月1日現在において大口町住民基本台帳に記載されている者のうち、平成19年4月2日から平成29年4月1日までに出生した者（以下「支給対象者」という。）の保護者に給付金を支給する。ただし、支給対象者のうち、小中学校若しくは特別支援学校等（以下「小中学校等」という。）又は保育園若しくは幼稚園（以下「保育園等」という。）に在籍しているにも関わらず、当該小中学校等に就学又は当該保育園等に就園している事実が確認できない者又は給付金の受給を辞退する者には支給しない。

(給付金の金額)

第4条 給付金の金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 令和4年12月1日現在において、小学1年生から小学5年生まで又は中学1年生から中学2年生までの学齢に該当する支給対象者 10,000円
- (2) 令和5年4月1日において、小学1年生、中学1年生又は高校1年生の学齢に該当する支給対象者 20,000円

(給付金の支給方式)

第5条 給付金の支給は、次の各号のいずれかにより行う。

- (1) 現に町内小中学校に在籍している支給対象者の保護者に対して、当該小中学校に届け出している金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 現に町内小中学校に在籍している支給対象者の保護者のうち、当該小中学校に金融機関の口座を届け出していない者又は当該小中学校等に届け出している金融機関の口座以外の金融機関の口座に振り込みを希望する者に対しては、その保護者が指定する金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 令和5年4月1日において、小学1年生の学齢に該当する支給対象者の保護者に対して、町が把握する令和4年10月の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当をいう。）振込時における指定口座（以下「児童手当振込口座」という。）に振り込む方式
 - (4) 令和5年4月1日において、小学1年生の学齢に該当する支給対象者の保護者のうち、児童手当振込口座以外の金融機関の口座に振り込みを希望する者又は町が児童手当振込口座を把握していない保護者に対しては、その保護者が指定する金融機関の口座に振り込む方式
 - (5) 町外の小中学校等に在学している支給対象者の保護者が指定する金融機関の口座に振り込む方式
- 2 支給対象者の保護者は、教育支援特別給付金支給方法等申請書（様式第1）を提出しなければならない。

（給付金の支給に関する周知）

第6条 町長は、給付金支給事業の実施に当たり、事業の概要等について書面でまとめ、町内小中学校等を通じた配布又は支給対象者の保護者にその案内等を郵送することで周知しなければならない。

（不当利得の返還）

第7条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又はその他不正に給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

（その他必要事項）

第8条 この要綱の実施のため必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和4年11月30日 大口町告示第106号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、この要綱の規定による給付金の支給に関し必要な準備は、
する事ができる。

大口町長 様

教育支援特別給付金支給方法等申請書

【お願い】		
この申請書は、支払い事務の都合上、支給対象者ごとに配布又は郵送しています。お手数ですが、支給対象者が2名以上いる保護者の方は支給対象者分の申請書を記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。		
給付金支給対象者等	対象者氏名	
	住所	
	在籍・在園先 名称等	学校 年 組 保育園・幼稚園 上記以外場合
	保護者氏名	
	連絡先	*日中に連絡がつく電話番号を記入してください
届出事由	<p>*下記のいずれかにチェック(☑)してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 町内小中学校に届け出の口座に振込を希望</p> <p><input type="checkbox"/> ② 児童手当振込の指定口座に振込を希望 (令和5年4月に小学1年生の学齢の方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 町内小中学校届け出口座なし又は町内小中学校届け出口座以外への振込を希望</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 児童手当振込口座なし又は児童手当振込口座以外への振込を希望 (令和5年4月に小学1年生の学齢の方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 町外小中学校等に在学中</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 給付金の受給を辞退</p>	

振込を希望する金融機関の口座

(上記届出事由の③から⑤のいずれかにチェックされた方のみ記入してください。)

金融機関名・支店名	
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	(ふりがな)

※口座名義人や番号の記入間違いによる振り込み不能を防ぐため、その情報が確認できる資料(通帳やキャッシュカード)の写しを裏面に添付してください。